

令和2年8月14日

市立小中学校保護者 殿

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
(公印省略)

臨時休校期間における自主出校の受入について(お知らせ)

平素より本市の新型コロナウイルス感染防止対策に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、市立小中学校では県内の新型コロナウイルス感染拡大が懸念されることから、下記の期間を「臨時休校」としておりますが、居場所を確保することができない下記の条件にあてはまる児童生徒を対象に緊急的措置として自主出校の受け入れをおこないます。

つきましては、自主出校を希望する場合は、下記の内容をご確認の上、直接学校へお申し込みください。

記

- 1 受入期間 令和2年8月17日(月)～8月21日(金)
- 2 受入時間 8:15～15:00 ※ 午後まで受入希望の際は弁当を持参ください。
- 3 活動内容 自主学習としますので自習教材や課題(宿題)等を持参してください。

4 対象児童生徒

- ① 小学校の児童で、保護者や近親者等で対応できず自宅等で安全に過ごすための居場所が確保できない者。
- ② 特別支援学級在籍(小学校・中学校)の児童生徒
- ③ 「医療従事者」や「社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」に該当する保護者でその児童が近親者等で対応できず自宅等で安全に過ごすための居場所が確保できない者。

・上記①～③いずれかに該当し、次の要件をみたす者。

- (1) 児童生徒の安全確保のため、登下校時の保護者等による送迎ができる方。
(登校時の受け入れ・下校時の引き渡しは学校職員と直接行ってください。)
- (2) 体調が良好な者
(健康観察シートで毎朝の検温、体調等のチェックを行い、健康チェックカードを毎日提出)
- (3) 同居する家族に体調不良者がいない者。
(家族に発熱等の体調不良がある場合は登校させないでください。)

【協力願い】休校の目的は不要不急の外出を控え感染の防止が目的です。自主出校の受け入れは、医療従事者等、どうしても仕事に従事しなければならないご家庭等で子どもの居場所を確保できない場合の特例措置として実施しております。しかし、自主出校の児童生徒が増加することで、三密を避けられない状況等になることをたいへん危惧しております。保護者の皆様におかれましては、多大なご負担をおかけしますが、休校の目的と自主出校の趣旨をご理解いただき、お子さんの居場所づくりに努めていただきますようご協力をお願いいたします。

尚、市内の感染拡大状況等や自主出校を希望する児童生徒が増え三密を避ける対応が厳しい場合には、受入の制限や受入を取りやめる場合がありますことをご承知おき下さい。

- 5 申込方法 自主出校の際に児童生徒と直接学校へ登校し、学校に備え付けの申込書に記入し、必要事項をご確認の上、申込をしてください。
(保護者の皆様におかれましても感染症防止対策のためマスク等の着用をお願いいたします。)

〈この件の問い合わせ先〉
糸満市教育委員会学校教育課
電話 098-840-8165